

昭和町常永土地区画整理事業に係る準備書内容説明会 会議録

日時 平成18年3月3日(金) 13:30～17:00

日程 13:30～15:00 現地調査

15:15～17:00 内容説明

会議出席者

< 委員 >

田中収会長、池田清彦、片谷教孝、工藤康子、鈴木邦雄、平林公男、
福原博篤、中込司郎

< 事業者 >

昭和町都市計画課 田中邦彦課長、長田信夫係長、細田忠司主任
新都市設計 堀内肇社長、中西基夫
山梨県環境化学検査センター 鈴木至郎、仲山成昌
エコロジカルスタンド 鈴木守人

< 事務局 >

森林環境部 今村幸治技監
みどり自然課 浅川幸治課長、保坂喜光課長補佐、
保延和正主査、土橋史副主査、深澤知技師

次 第

- 1 あいさつ (今村技監)
- 2 甲府都市計画事業 昭和町常永土地区画整理事業環境影響評価準備書について
 - 1) 事業計画及び環境影響評価準備書内容説明
(昭和町常永土地区画整理組合設立準備委員会)
 - 2) 質疑応答
 - 3) 意見交換
- 3 その他
- 4 閉 会

1. 現地調査

(1) 常永公園

粉じんの予測はどのように行ったのか

- ・ -1-29 の年間風配図の風向を基に予測を行い、粉じん量の予測を行った。
- ・ -1-31 0.1~0.2t/Km²/月であり、参考値としたスパイクタイヤの基準(10t/Km²/日)と比較して非常に低い値を示した。

騒音について

- ・ -2-20 のケースごとに予測を行い、ケース - 2 が小学校に最も近く、騒音レベルで 75 ~ 76 dB (-2-27) となった。
- ・ 予測の結果は、特定建設作業における騒音の規制基準内であり、問題ないとする。

(2) 調整池・近隣公園(-22,23)

騒音について

- ・ 南側の民家は県道(甲府市川大門線)により、騒音の影響がある。
- ・ 調整池の東端はどの辺りとなるか。また、池は大分小さくなるのでは。

(3) 環境保全ゾーン(-6-43)

代償を行う地域は、昭和町が管理を行う。

環境保全ゾーンの面積は約 30ha が 2 箇所及び小規模なゾーンを 1 箇所設定する

町は、当該準備委員会の委員であり、支援も行っていることから、全面的なバックアップを得ている。

ゾーン内を流れる河川は東花輪川であり、対象事業地域を流れる河川と同一であることから一体性があると考えている。

(4) 県道市川大門線(-22,23)

県道市川大門線の交通騒音は、現況及び将来ともに環境基準を超過する。

2. 説明会

1) 準備書の内容について説明 (事業者: エコロジカルスタンド 鈴木)

2) 質疑・意見交換

鈴木委員:

- ・ 資料編の植物の調査時期は、秋季・春季・早春季となっているが何時になるのか。

事業者 (エコロジカルスタンド 鈴木):

- ・ -6-3 に記載してあるとおり。早春季については、次回までに詳細を確認しておきます。

福原委員:

- ・ ビオトープの目的は何か。ビオトープを設置する目的として、喪失する生態系を保存するための設置と、新住民の学習拠点として活用させる設置がある。先ほどの説明だと、だんだん少なくなってきた生物をそこに保存するといった風に聞こえたが、どうなのか。
- ・ この地域の河川は、柵や脇がコンクリートブロックによって囲まれているが、生態系はなんとか確保されている。しかし、新しい事業を行うときには、そのような作り込みをどのようにしていくのか？

事業者 (エコロジカルスタンド鈴木):

- ・ ビオトープ園は自然保全地区のようなイメージで、自由に出入りすることはできない。ここは元は農地であるため、新しい環境を創り出すことになる。
- ・ 通常はフェンスで囲う。学習等の機会にはオープンにすることは可能であるが、普段は利用できないようになっている。
- ・ 自然的要素を加味した計画となっているかという質問だと思うが、今回は住宅を中心とした計画となっているので、水辺に関しては、ビオトープ園や緑の回廊だけなるべく自然に近い形の水路や池を創っているが、他の部分での設置は困難である。地区の森やその他の林も創るが、公園に近い形になっているので、やはり難しくなる。

福原委員:

- ・ 大切なことは自然回帰というものがどうあるべきかを考えていくことである。そうしないと、形だけ創ってうまくいかないということが有りうる。
- ・ 景観の評価において、大規模ショッピングセンターのイメージが出ているが、色や外観を周囲に溶け込むように十分な配慮が必要です。一步間違えると、色彩や看板などによって、地域住民にとって刺激が強すぎる場合があり注意が必要と考える。
- ・ また、騒音について、ショッピングセンターの第一期工事を行うにあたって、大規模小売店立地法のなかで行っている数値がしっかり担保されていないと、今後の数値が全て異なってくる。その辺の数値を誰がどのように担保するのかということが非常に大きな問題になってくる。
- ・ 道路交通騒音に関する環境保全措置に関するところを見ると、道路管理等を考えていかなければならない。そういうような小機関への働きかけや要請、協議といったものを行い、現状がオーバーしているから仕方ないということではなく、規制基準

や環境基準に近づけていくという姿勢が大切だと思う。

事業者（エコロジカルスタンド鈴木）：

- ・ 景観に関しては、今回の事業者は組合となり、大規模店舗は別の事業者となるので、直接関与することは難しい。しかし、関係法令等を遵守するのは当然のことながら、話のなかでは景観に配慮するという事は聞いている。また、そういったことは今後町が指導すると思う。
- ・ 騒音に関しては、一企業、一町ができることではないので、働きかけ自体を具体的にやっていくことが大切であると思うので、町がこれからやっていくと思う。

今村技監：

- ・ 今の回答について、一町ができる事業ではない、という話はおかしい。騒音規制法の中に、道路管理者に要請する、公安委員会に要請するまたは道路管理者に協議するという項目がある。これは市町村の権限である。それをなにも行わないのはおかしいというのが、福原委員の今の質問である。先ほどの説明のなかで、『取り締まりを強化するよう協議することにより低減を図る。』（-2-42）とあるが、それは町にはできないので行いませんということだったので、今福原委員から質問がでた。町としてどうするかという話がないとおかしい。そうはいつでもできないという話ならまだわかる。

福原委員：

- ・ 以前は、都道府県知事にあった権限だが、今は市町村に降りてきている。それをしっかり行ってほしい。

今村技監：

- ・ 各評価項目において、『基準値との整合が図られている』との表現が見受けられるが、この表現の意味がわからない。アセス書の中にこういった表現は使わない。それはどのような意味なのか。

福原委員：

- ・ 基準値以下であるといっているにすぎないのではないか。

事業者（エコロジカルスタンド鈴木）：

- ・ 評価の仕方に、昔は『規制基準を下回る』というだけの評価だけだったのが、事業者がいかに低減・回避するかという概念を入れることで流れが変わってきた。ただ、今も国等の評価の中で、回避・低減の評価に合わせてまだ規制基準を下回っているかどうかの評価もあるので、そういった意味でこれを入れている。

今村技監：

- ・ 『規制基準を下回っており』はいいが、『基準値との整合について』という言葉がおかしい。

事業者（エコロジカルスタンド鈴木）：

- ・ 大変申し訳ないが、これは国のアセスにも多い言葉であり、それを使わせてもらった。『基準値との整合性』という言葉が指針の中にありましたので、定まっていることで『基準と整合が図られていること』という表現になっている。

田中（収）会長：

- ・ 生態・動物・植物とかの各分野についてこのようにデータがでてきて、本日現場を見

て、なにか意見等ありましたらここを出していただきたい。また、最終的には、ご自分の分野についてじっくり読んでいただき、確認をしながら、全体で70～80分あった説明を頭の中に入れながら、知事意見のベースとなるような意見を、事務局の方に連絡いただきたい。また、17日の知事意見のまとめをおこなうときに、それをたたき台にして意見を出していきたい。

今村技監：

- ・ 欠席委員から確認を求められている事項として、計画地内に用水井戸を掘削する予定はあるか。掘削する場合、当該地域は30m、100mのところの不透水層がある。掘るとしたら、どのくらいの所に掘ることになるのか。

事業者（昭和町都市計画課田中課長）：

- ・ 現在のところ予定はない。

池田委員：

- ・ ビオトープ園については、自然回復として行うのであれば、規模が小さすぎる。森林や池を創るのだったら、もう少し大きくした方がいい。公園を見ても、どれも同じような公園があるだけである。これだったら、熊野神社の隣の公園も全部鎮守の森にしてしまえばよいと思う。そうすれば、全部で300m²くらいになるはずであり、鳥も来るし、自然回復となる。今のままではただの公園だから、立入禁止にするのは概念的に変である。立入禁止にしなくても、これくらいの規模であったら自然にはならないから、子供がきて遊んでも落ちて危険で柵を作ることならわかるが、自然のために立入禁止にするのはこれだけの規模だったら無理である。もし本当に自然回復をコンセプトで行うのだったら、今の3倍程度の規模の自然科学ゾーンを創ればモデルケースとしてとてもよいことになるが、今のままではとても無理である。

中込委員：

- ・ 現実には、つじつまあわせに、環境に配慮したという意思表示的なものである。これを本当に考えているのであれば、もう少し状況を考えた方がよい。
- ・ 植物の調査結果で記載されている群落、群集に甲府盆地にでてこない群集がでてきたり、他の場所から持ってきた一般的なものの群集や群落をもってきたと書いてあるが、やはり、あの辺に有るものを書いておいた方がよいのではないか。
- ・ 湿地帯はハンノキの群落となっているが、一般的にはそうだが、山梨県の甲府盆地はかつてハンノキの群落というものがあつたのかはわからない。昭和の初めにもハンノキの群落はない。山梨県にハンノキの残存録があるのは、富士山麓の湿地帯と八ヶ岳湿地帯だけである。甲府盆地にあるとしたら、シラカシを中心とした林であり、湿地帯はほとんどヤナギ群落となり、これを合うように記載しておいた方がよいと思う。これを関係ない人が読んだとき疑問に感じてしまうと思う。
- ・ ビオトープに関しては、池田先生と同じ意見である。

福原委員：

- ・ 先ほどあえて、学習なのかどうなのかと聞いたのは、ビオトープ園がこれだけ小さいからである。これだったら、浸水性の空間にして浅くしておいた方がいいのではないか。

池田委員：

- ・ どちらかにしないと、今のままだと中途半端になってしまう。

平林委員：

- ・ 当該地域は水田や畑地が宅地化されて、それらの代償としてビオトープ園や環境保全ゾーンが全て措置になっているようだが、水田環境における典型的な生き物であるトンボやホタル等が確認されていない。このようなものは本当にいないのか。調査方法についてもライトトラップによるものであり、光を好む昆虫が中心となると考えられ、地域の状況を十分に反映しているのか。もし、そういった動物がいるのなら、その辺の代償も考えていかねばならないので、そういったところはどうなっているのか。

事業者（昭和町都市計画課 長田係長）：

- ・ 本地域は昔ホタルの生息地であった。しかし、地方病撲滅により、昭和町ではホタルを養殖して、川へ放流している状況である。実際ホタルは生息していない状況である。

平林委員：

- ・ 実際に人工的に行わなければ、ホタルが住めない状況なのか。

事業者（昭和町都市計画課 長田係長）：

- ・ そのとおりである。

池田委員：

- ・ 地方病の撲滅のため、河川はコンクリート化された。しかし、もう地方病は撲滅したのだから、今後は、コンクリート化された護岸を少し自然に戻すことで、ホタルが棲める環境になると考える。今の状態では絶対に居着くことはない。

福原委員：

- ・ あの水だったら絶対ホタルは住み着くはずである。

田中（収）会長：

- ・ 昔の建設省は、お金をかけて、コンクリートを中心とした日本列島を作ったが、それを今ものすごいお金をかけて壊そうとしているわけである。それも一つの流れである。

工藤委員：

- ・ 将来の交通量予測について、大規模店舗によって増える根拠はどのようになっているのか。

事業者（エコロジカルスタンド鈴木）：

- ・ 店舗に関する交通量については、店舗にデータをもらただけなので、その根拠をどのように算出したのかはわからない。

福原委員：

- ・ それは別プロジェクトのデータをもらっているということか。

事業者（エコロジカルスタンド鈴木）：

- ・ そのとおり。

工藤委員：

- ・ 道路の渋滞の様子や大気汚染の状況がそれによって変わってきてしまうので、算出根拠を確認してほしい。

福原委員：

- ・ 確認しているわけではないが、商権をトクガイするからといってエリアを国税調査から決めて、車の流れを作る。本当にそれでいいのか。それだけではなく、新入居者との整合性をとっていかないと合わなくなってくる。
- ・ 町の方に音頭をとって行わないと、逆が出てくる可能性がある。

事業者（エコロジカルスタンド鈴木）：

- ・ こちらも先行して行っているの、それは焦ってしまったかもしれない。もちろん、そういったことを考慮して行っているとは思いますが、確認しておきます。

平林委員：

- ・ 降雨時のSSの予測について、降雨量は3mm～5mmがベースとなっているが、SSが一番増えるのは突発的な多降雨時である。そのときの降雨で、年間のSSの8、9割がでるといぐらい、突発的な影響が多いと思う。この計算でいくと、10年確率で計算されているようだが、ここの部分に関してコメントがほしい。どのようになっているのか。本当にこれで妥当かどうか。

事業者（エコロジカルスタンド鈴木）：

- ・ 濁水の予測については、降雨量の設定によっていろいろな結果がでてきて難しいが、3mmの例については、国土交通省のマニュアルを参考としている。20mmや30mmになるとこの濃度ではすまない。こういった状況を見るかということになると思うが、大雨の時はどこもかしこも泥だらけになってしまうので、そういった状況ではなく、恒常的に濁水が流出する状態をあてはめると3mm程度が適切ということで、今回の値をだしている。
- ・ 調整池の設計等については、安全性を見て10年30年、50年といったことで見ているので、ここは違う見方となっている。

福原委員：

- ・ 昨年の夏にも言ったが、第1期工事により造成される部分の中心は商業地域である。一番おそれているのは、こういった施設が、20年、30年先にきちんと担保されているのかということ。一步間違ると空洞化している施設が数多くある。そういった担保はしっかりされているのか。空洞化してしまうと、初期の計画と変わってきてしまう。

事業者(昭和町都市計画課 田中課長)：

- ・ 契約は賃貸となり、基本的に30年という契約の担保性のなかで選択をしている。事業者としては、30年間は営業していくと考える。

福原委員：

- ・ 例えば、その間の担保をすれば、その間店を閉鎖してでもその費用を払った方が、かえって損をしないということで閉鎖する施設が全国には数多くある。そういった場合があるため、担保というのは実質的に使うという意味かどうかということの確認を行った方が良いと思う。

事業者（昭和町都市計画課 田中課長）：

- ・ 商業施設については、土地の一部を購入してもらう部分があり、その方が、撤退した場合には、という契約ができる。

- ・ 商業地域には、町が将来道路用地として確保する部分もある。長い年月の間では、撤退ということも考えられるので、そういったことについても方針の中で話をしたり、町の方も用意をしたりしながら、商業用地を確保しているという状態である。

事務局(土橋副主査)：

- ・ 本日欠席している田中章委員からメールで意見受けましたので報告します。
- ・ メール内容の報告
 - 1 .開発地域内の緑地の面積及びそれらのネットワークが不十分であること。周辺に水田生態系が残されることを踏まえると、これらの緑地は人工的な並木や芝生ではなく、生物空間としての緑地である必要がある。域内の回避、低減ミティゲーションについては、複数案の定量的な比較評価が望ましい。
 - 2 .開発地で消失する水田生態系の損失を補償する代償ミティゲーションがいつ、どこで、誰が、どのように行うのか、また、それはいつまで続くのか、明示すべきです。また、損失と補償のバランスがとれているかどうかの定量的な評価が必要です。代償ミティゲーションについては複数案の定量的な比較評価が望ましい。

議長 田中会長：

- ・ 知事意見を形成するに当たり意見、要望等がある場合は、17日の審議会までに事務局(みどり自然課)までに、連絡をお願いします。
- ・ 17日の技術審議会において、審議会としての意見を取りまとめることとしたい。事務局については、今回の説明会の意見を参考に骨子の整理をお願いします。
- ・ 以上で本件に関する説明会を終了します。

3 . その他

- ・ 甲府外郭環状道路北区間のオオタカの営巣等への影響について
- ・ 平成 18 年 2 月 3 日に実施した、柿沢委員との打合せ結果の報告
< 概要 >
 - ・ B ~ D については、トンネル坑口における音の発生に注意すること。
 - ・ 突発的な音は、繁殖期・育雛期には、突発的な音が発生するような作業は避けること。
 - ・ オオタカの営巣によりルート修正が行ったのであれば、十分配慮されたと言える。
 - ・ A については餌場への影響はあると考えるべき、また、完成後の影響についてはそれほどでもないとする。
 - ・ 準備書においては、事業による影響とルートの回避等の状況について説明すれば良い。

<< 終了 >>